

処 分 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第49条第2項
処 分 の 概 要 : 営業の廃止命令
原権者 (委任先) : 福岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法第3条 (警備業の要件)、第5条第3項 (警備業の要件に該当する旨の通知)、第7条第3項 (認定証の有効期間を更新しない旨の通知)、第8条 (認定の取消し)
処 分 基 準 : 次の場合には、営業の廃止を命ずることとする。 1 警備業法第49条第2項第1号に該当する場合 2 警備業法第49条第2項第2号に該当する場合 3 警備業法第49条第2項第3号に該当する場合 (その営業が警備業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。)
問 合 せ 先 : 主たる営業所の所在地を管轄する警察署生活安全 (生活安全刑事) 課又は警察本部生活保安課 092-641-4141 内 3173
備 考 :